

第 36 回 福島支部評議会の概要報告

1. 開催日時

平成 26 年 10 月 20 日（月）午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分

2. 開催場所

ユニックスビル 8 回第 1 会議室

3. 出席者

【評 議 員】 五十畑評議員、太田評議員、吉川評議員、児玉評議員、佐藤評議員、菅井評議員、藤原評議員（議長）、若松評議員、渡邊評議員、（五十音順）

4. 議 題

- (1) 平成 27 年度保険料率等について
- (2) 全国健康保険協会福島県大会開催報告及び全国大会の開催について
- (3) 健康保険委員の表彰について
- (4) 第 56 回、第 57 回及び第 58 回運営委員会の報告について
- (5) その他

5. 議事概要

【定足数について】

事務局より、本評議会には評議員 9 名中 9 名が出席しており、全国健康保険協会評議会規定第 6 条により、「本評議会は有効に成立する」旨の報告があった。

【議題について】

事務局より資料に基づき説明が行われ、議長が各評議員・加入者代表に質問・意見を求めたところ、以下の議事のとおりとなった。

なお、議題「(1) 平成 27 年度保険料率等について」は、各支部評議会の意見を本部に報告することとなっています。

(1) 平成 27 年度保険料率等について

①. 制度改正について

評 議 員 協会けんぽが最も訴えるべきは健康保険制度の一元化ではないですか。

健康保険制度が一元化されれば保険者間の格差は解消し、「①国庫補助率の引き上げ」「②高齢者医療制度の見直し」といった問題は解決するでしょう。

法令上難しいかもしれませんが、消費税率が 10%になり厳しい状況だからこそ声を上げなければならないと考えます。

評 議 員 「①国庫補助率の引き上げ」「②高齢者医療制度の見直し」の制度改正については、基本的に賛成です。しかし、「③その他 傷病手当金と出産手当金の見直し」については、手当金が生活補償となっていること、震災以降メンタル面の問題が多いことから、支出の抑制だけを目的にするのではなく現状を調査検討したうえで改正する必要があると考えます。

事 務 局 勤務してわずか一カ月での手当金の申請や、申請の直前に報酬を上げるといった、不正と思われるケースもあります。「見直し」というと支給抑制のイメージがありますが、あくまでも支給の「適正化」を進めていきたいという趣旨です。

評 議 員 不正受給に対しては、厳格に対処すべきです。しかし、中には、事情により勤務を開始して 2 カ月余りで休まざるを得ない人もいます。詳細を調査した上で議論し、制度見直しが弱い者いじめにならないようにするべきです。

事 務 局 「見直し」の目的はあくまでも不正を正すことです。

②. 27年度保険料

評 議 員 中期的・安定的な制度運営のために、全国平均保険料率は 10%を維持すべきではないでしょうか。

原発問題を抱えている支部は全国でも福島だけです。復興・復旧もままならない状況を勘案し、保険料率については特に配慮していただきたいと思います。

事 務 局 福島は震災後の医療費の伸び率が全国平均より高くなっています。震災後に福島支部の医療費が増加した分は、全国の支部で負担してもらっています。

評 議 員 その制度は継続していただきたい。原発の問題はまだ解決されていませ

ん。将来的な健康被害も見えていません。

評 議 員 中期的な展望を踏まえて、一旦 9.9%に引き下げるのではなく 10%に維持せざるを得ないのではないのでしょうか。
福島県の景気でいえば、製造業は下がっていますが、建設業や除染業者など特定の業種の伸びは高くなっています。しかし、これらの業種も今後引き続きこの状態が続く訳ではなく見通しは不明です。

評 議 員 今は 10%を維持するにしても、努力した県の保険料率が下がるというのが本来の姿なので、将来的にはもっと保険料率を引き下げるよう努力すべきです。

③. 激変緩和措置

議 長 平成 32 年 3 月までの激変緩和措置が終了すると、各支部本来の保険料率に戻り、変動の幅が大きくなってしまいます。激変緩和率を年々引き上げた方が、措置終了後に各支部の本来保険料率に円滑に移行できますね。

評 議 員 各県の医療費の差には、都道府県の医療政策や病院数なども関係し、協会けんぽの自助努力が及ばない部分があります。各支部の本来保険料の差が年々拡大している状況で、激変緩和措置終了後にいきなり本来の保険料率に戻ってしまうというのは、料率が高い支部にとって厳しいのではないのでしょうか。

評 議 員 平成 21 年に、本部で開催された評議員の意見交換会に出席したことがあります。激変緩和措置は今すぐ開始すべきではなく、まずは各県単位で率が上がらないように努力すべきですと発言してきました。結局意見は反映されませんでした。考えは今も変わっていません。各支部は、「料率は 10%でいい」ではなく、もっと保険料率を下げられるように自助努力をすべきです。

評 議 員 そもそも以前から、福島県は激変緩和措置に反対だったはずで。

評 議 員 仮に平均保険料が維持された場合の都道府県単位保険料率の扱いをどうするかについてですが、保険料率をいったん下げると翌年度にまた上げる、ということは非常に難しいと思われ。

県単位で予算を組んで、9.96%で運営することはできないでしょうか。

事務局 計算方法は全国で統一しますので、福島支部の判断で独自に決定することはできかねます。

議長 現在の料率を維持するよう要望するか、それとも上がるか下がるかは分かりませんが、支部の現状に応じた料率を受け入れられるか、という点について、意見の取りまとめが必要なのですね。

事務局 本日の支部評議会の意見を取りまとめて本部に報告します。本部で全国の評議会の意見を集約したものが、運営委員会で討議されます。

評議員 料率が毎年変動するのは望ましくありません。激変緩和率を維持した場合、福島支部の料率は9.96%となりますか？

事務局 激変緩和率の扱いに関わらず、福島支部の保険料率が9.96%を維持できるとは限りません。保険料率が上がる可能性も下がる可能性もあります。

評議員 激変緩和率を引き上げるべきであり、支部として少しでも保険料が下がるように努力を続けるべきです。
震災の影響もありますので、福島支部の保険料率には配慮していただきたいと思います。

④. 変更時期

評議員 変更時期を遅らせれば、保険料率の変更幅が大きくなります。

評議員 年度としてとらえれば、3月分（4月納付）からでよいのではないのでしょうか。

【まとめ】 議題(1) 平成27年度保険料率等について

福島支部評議会意見

1. 制度改正について

現状としては「①国庫補助率の引き上げ」「②高齢者医療制度の見直し」はこのとおり要望し、「③その他」の「傷病手当金と出産手当金の見直し等」については、適正な支給を目的として、支給抑制につなげないこと。

2. 27年度保険料

全国平均保険料率は10%を維持すべき。

3. 激変緩和措置

激変緩和率関率は平成32年3月までゆるやかに引き上げて、本来保険料率に近くしていくべき。現状の保険料率の維持にこだわる必要はない。

4. 変更時期

現状と同じく、3月分（4月納付）から保険料率変更。

(2.) 全国健康保険協会福島県大会開催報告及び全国大会の開催について

意見なし

(3) 健康保険委員の表彰について

評 議 員 表彰対象者の選定基準は、どのようになっていますか。

事 務 局 表彰対象者の選定にあたっては、委嘱年数、勤務されています事業所の生活習慣病予防健診の受診率、特定保健指導の利用率の他に、セミナーや講習会などへの参加状況をポイント換算し決定しています。

評 議 員 表彰状だけではなく、ほかに副賞を授与するなど、何か配慮があってもよいのではないのでしょうか。

事 務 局 今年度から、表彰状を入れるための額と、風呂敷を用意しています。

(4) 第56回、第57回及び第58回運営委員会の報告について

意見なし

(5) その他

10月31日で退任される若松評議員、佐藤評議員挨拶